

## 戸籍謄本等の第三者請求について

本人等（戸籍に記載されている者、その配偶者、直系尊属、直系卑属）以外の方は以下の場合に限り、その請求理由を明らかにして戸籍謄本等の交付請求をすることができると規定されています。（戸籍法第10条の2第1項）

### 1 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合

#### (1) 明らかにすべき事項

権利又は義務の発生原因及び内容並びに当該権利を行使し、又は当該義務を履行するために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由。

#### (2) 記載例

##### ア 権利の行使の場合

甲に対し、平成〇年〇月〇日、弁済期平成〇年〇月〇日として金〇万円を貸し付けたが、甲が平成〇年△月△日ころ死亡したので、貸金返還を求めるため戸籍により相続人を特定する必要がある。

提示をお願いする書類

契約書

##### イ 義務の履行

（生命保険会社が）生命保険の被保険者甲野一郎が平成〇年〇月〇日、死亡し、保険金を支払わなければならないが、受取人乙野二郎も平成〇年〇月〇日に死亡し、その法定相続人に保険金を支払うため、戸籍により相続人を特定する必要がある。

提示をお願いする書類

生命保険の契約内容が分かる書類

### 2 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合

#### (1) 明らかにすべき事項

戸籍謄本等を提出すべき国又は地方公共団体の機関名及び当該機関への提出を必要とする理由。

#### (2) 記載例

請求者は、平成〇年〇月〇日死亡した甲野一郎の相続人として、甲野一郎の財産を相続により取得したが、相続税の確定申告書の添付書類として甲野一郎記載の戸籍謄本を〇〇税務署に提出必要がある。

提示をお願いする書類

- ・請求者が相続人である事が確認できる戸籍謄本
- ・提出する機関から交付された必要書類一覧

### 3 その他戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合

#### (1) 明らかにすべき事項

戸籍の記載事項の利用の目的及び方法並びにその利用を必要とする理由。

#### (2) 記載例

〇〇公証役場において公証人から、自分の兄弟甲野一郎及び甲野三郎に財産を相続させる旨の公正証書遺言を作成してもらうため、甲野一郎及び甲野三郎の戸籍謄本を公証役場に提出必要がある。